

○ 療養費用算定基準細目（昭和 63 年消基発第 305 号）新旧対照表

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>I 診療に要する費用の算定基準</p> <p>診療に要する費用の算定基準は、診療報酬の算定方法（平成 20 年 3 月 5 日厚生労働省告示第 59 号（最終改正：令和元年 8 月 19 日）。IIにおいて「診療報酬の算定方法」という。）の別表第一医科診療報酬点数表及び別表第二歯科診療報酬点数表（以下「健保点数表」という。）の診療報酬点数（以下「健保点数」という。）に 1 点の単価 12 円を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>ただし、次に掲げるものについては、当該各号に定めるところにより算定した額（点数に係るものについては、当該点数に 12 円を乗じて得た額）の範囲内とする。</p> <p>1 初診料 <u>3,820 円</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 健保点数表（医科に限る。）の初診料の注 5 のただし書に該当する場合（上記(1)に規定する場合を除く。）については、<u>1,910 円</u>を算定できる。</p> <p>3 再診料 <u>1,400 円</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 健保点数表（医科に限る。）の再診料の注 3 に該当する場合については、<u>700 円</u>を算定できる。</p> <p>4 外来管理加算の特例</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>四肢以外に行った創傷処置（100 cm<sup>2</sup>未満）の取扱いについては、45 点として算定し、外来管理加算の特例の取扱いの対象として差し支えない。</u></p> <p>20 訪問看護に係る療養費</p> <p>指定訪問看護事業者に係る療養の給付に要する費用については、平成 20</p>	<p>I 診療に要する費用の算定基準</p> <p>診療に要する費用の算定基準は、診療報酬の算定方法（平成 20 年 3 月 5 日厚生労働省告示第 59 号（最終改正：平成 30 年 3 月 5 日）。IIにおいて「診療報酬の算定方法」という。）の別表第一医科診療報酬点数表及び別表第二歯科診療報酬点数表（以下「健保点数表」という。）の診療報酬点数（以下「健保点数」という。）に 1 点の単価 12 円を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>ただし、次に掲げるものについては、当該各号に定めるところにより算定した額（点数に係るものについては、当該点数に 12 円を乗じて得た額）の範囲内とする。</p> <p>1 初診料 <u>3,760 円</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 健保点数表（医科に限る。）の初診料の注 5 のただし書に該当する場合（上記(1)に規定する場合を除く。）については、<u>1,880 円</u>を算定できる。</p> <p>3 再診料 <u>1,390 円</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 健保点数表（医科に限る。）の再診料の注 3 に該当する場合については、<u>690 円</u>を算定できる。</p> <p>4 外来管理加算の特例</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>創傷処置（100 cm<sup>2</sup>未満）については、当該処置を四肢以外に行った場合に限り、健保点数表における当該処置の点数を適用せず、従前どおり 45 点として算定し、外来管理加算の特例の取扱いの対象として差し支えない。</u></p> <p>20 訪問看護に係る療養費</p> <p>指定訪問看護事業者に係る療養の給付に要する費用については、平成 20</p>

年 3 月 5 日厚生労働省告示第 67 号（最終改正：令和元年 8 月 19 日）別表訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法により算定するものとする。

### Ⅲ 柔道整復師の施術に要する費用の算定基準

#### 1 初検料 2,545 円

当該施術所が表示する施術時間以外の時間において初検を行った場合は、所定金額に 650 円を加算する。

ただし、午後 10 時から午前 6 時までの間の初検料については、所定金額に 3,740 円を、また、休日において初検を行った場合には 1,870 円を、所定金額にそれぞれ加算する。

#### 4 再検料 490 円

(1)及び(2) (略)

#### 5 整復料、固定料、施療料及び後療料

骨折等における整復料、固定料、施療料及び後療料は、次の区分のとおりとする。

部 位		整復(固定・施療)料	後療料	備 考
骨折 (整復料)	大 腿 骨	<u>14,000 円</u>	<u>990 円</u>	1 関節骨折又は脱臼骨折は、骨折の部に準ずる。 2 関節近接部位の骨折により生じた拘縮が 2 関節以上に及ぶ場合で、かつ、一定期間(3 週間)経過した場合の料金は、算定部位を変更せず一括して 1,310 円とする。 3 後療時に、関節可動域・筋力の評価を行い、早期職場復帰に向
	上腕骨・下腿骨	<u>14,000</u>		
	鎖 骨	<u>6,440</u>		
	前 腕 骨	<u>14,000</u>		
	肋 骨	<u>6,440</u>		
手根骨・足根骨・ 中手骨・中足骨・ 指(手・足)骨	<u>6,440</u>			

年 3 月 5 日厚生労働省告示第 67 号（最終改定：平成 30 年 3 月 5 日）別表訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法により算定するものとする。

### Ⅲ 柔道整復師の施術に要する費用の算定基準

#### 1 初検料 2,485 円

当該施術所が表示する施術時間以外の時間において初検を行った場合は、所定金額に 650 円を加算する。

ただし、午後 10 時から午前 6 時までの間の初検料については、所定金額に 3,740 円を、また、休日において初検を行った場合には 1,870 円を、所定金額にそれぞれ加算する。

#### 4 再検料 480 円

(1)及び(2) (略)

#### 5 整復料、固定料、施療料及び後療料

骨折等における整復料、固定料、施療料及び後療料は、次の区分のとおりとする。

部 位		整復(固定・施療)料	後療料	備 考
骨折 (整復料)	大 腿 骨	<u>13,800 円</u>	<u>980 円</u>	1 関節骨折又は脱臼骨折は、骨折の部に準ずる。 2 関節近接部位の骨折により生じた拘縮が 2 関節以上に及ぶ場合で、かつ、一定期間(3 週間)経過した場合の料金は、算定部位を変更せず一括して 1,310 円とする。 3 後療時に、関節可動域・筋力の評価を行い、早期職場復帰に向
	上腕骨・下腿骨	<u>13,800</u>		
	鎖 骨	<u>6,240</u>		
	前 腕 骨	<u>13,800</u>		
	肋 骨	<u>6,240</u>		
手根骨・足根骨・ 中手骨・中足骨・ 指(手・足)骨	<u>6,240</u>			

				けた経過及び所見を施術録に記載する。					けた経過及び所見を施術録に記載する。
不全骨折 (固定料)	骨 盤	11,240	840	<p>1 関節近接部位の骨折により生じた拘縮が2関節以上に及ぶ場合で、かつ、一定期間(3週間)経過した場合の料金は、算定部位を変更せず一括して1,150円とする。</p> <p>2 後療時に、関節可動域・筋力の評価を行い、早期職場復帰に向けた経過及び所見を施術録に記載する。</p>	不全骨折 (固定料)	骨 盤	11,040	830	<p>1 関節近接部位の骨折により生じた拘縮が2関節以上に及ぶ場合で、かつ、一定期間(3週間)経過した場合の料金は、算定部位を変更せず一括して1,150円とする。</p> <p>2 後療時に、関節可動域・筋力の評価を行い、早期職場復帰に向けた経過及び所見を施術録に記載する。</p>
	胸骨・肋骨・鎖骨	4,760				胸骨・肋骨・鎖骨	4,560		
	大 腿 骨	11,240				大 腿 骨	11,040		
	下腿骨・上腕骨・前腕骨・膝蓋骨	8,600				下腿骨・上腕骨・前腕骨・膝蓋骨	8,400		
	手根骨・足根骨・中手骨・中足骨・指(手・足)骨	4,520				手根骨・足根骨・中手骨・中足骨・指(手・足)骨	4,320		
脱臼 (整復料)	股 関 節	11,000	840	<p>1 脱臼の際、不全骨折を伴った場合は、脱臼の部に準ずる。</p> <p>2 後療時に、関節可動域・筋力の評価を行い、早期職場復帰に向けた経過及び所見を施術録に記載する。</p>	脱臼 (整復料)	股 関 節	10,800	830	<p>1 脱臼の際、不全骨折を伴った場合は、脱臼の部に準ずる。</p> <p>2 後療時に、関節可動域・筋力の評価を行い、早期職場復帰に向けた経過及び所見を施術録に記載する。</p>
	肩 関 節	9,680				肩 関 節	9,480		
	肘関節・膝関節	4,520				肘関節・膝関節	4,320		
	顎 関 節	2,960				顎 関 節	2,760		
	手関節・足関節・指(手・足)関節	4,520				手関節・足関節・指(手・足)関節	4,320		
打撲及び捻挫	910	615	<p>1 不全脱臼は、捻挫の部に準ずる。筋、腱の断裂(いわゆる肉ばなれをいい挫傷を伴う場合もある。)は、打撲</p>	打撲及び捻挫	910	615	<p>1 不全脱臼は、捻挫の部に準ずる。筋、腱の断裂(いわゆる肉ばなれをいい挫傷を伴う場合もある。)は、打撲</p>		

(治療料)				及び捻挫に準ずる。 2 手の指の打撲・捻挫の治療料及び後療料は、指 1 本の場合は所定料金とし、指 2 本の場合は所定料金を 2 倍した金額、指 3 本の場合は所定料金を 3 倍した金額、指 4 本以上の場合は所定料金を 4 倍した金額とする。 3 施術料は、別紙に掲げる部位を単位として算定する。
-------	--	--	--	---

(治療料)				及び捻挫に準ずる。 2 手の指の打撲・捻挫の治療料及び後療料は、指 1 本の場合は所定料金とし、指 2 本の場合は所定料金を 2 倍した金額、指 3 本の場合は所定料金を 3 倍した金額、指 4 本以上の場合は所定料金を 4 倍した金額とする。 3 施術料は、別紙に掲げる部位を単位として算定する。
-------	--	--	--	---

備考 (略)

備考 (略)

(別紙) (略)

(別紙) (略)

7 運動療法料 1 回につき 380 円

7 運動療法料 1 回につき 370 円

運動機能の回復を目的とした各種運動を行った場合に算定できるものとし、その算定方法は、次のとおりとする。

運動機能の回復を目的とした各種運動を行った場合に算定できるものとし、その算定方法は、次のとおりとする。

(1) (略)

(1) (略)

(2) 部位、回数に関係なく 1 日 380 円とし、20 分程度運動療法を行うこと。

(2) 部位、回数に関係なく 1 日 370 円とし、20 分程度運動療法を行うこと。

11 特別措置料金

11 特別措置料金

整復等の施術上、特別に材料を必要とした場合は、特別措置料金として、次の額が算定できる。

整復等の施術上、特別に材料を必要とした場合は、特別措置料金として、次の額が算定できる。

区 分	特別材料費	包帯交換料
骨折・不全骨折・脱臼	<u>1,670 円</u>	<u>750 円</u>
捻挫・打撲	<u>1,020</u>	<u>400</u>

区 分	特別材料費	包帯交換料	合 計
骨折・不全骨折・脱臼	<u>1,620 円</u>	<u>720 円</u>	<u>2,340 円</u>
捻挫・打撲	<u>970</u>	<u>360</u>	<u>1,330</u>

(1)及び(2) (略)

(1)及び(2) (略)

IV はり・きゅう及びマッサージの施術に要する費用の算定基準

IV はり・きゅう及びマッサージの施術に要する費用の算定基準

3 施術料金

3 施術料金

(1) 初検料 2,910 円

当該施術所が表示する施術時間以外の時間において初検を行った場合は、所定金額に 650 円を加算する。

ただし、休日において初検を行った場合は、所定金額に 1,870 円を加算する。

(2) (略)

(3) 施術料

① はり・きゅう

a (略)

b 2 術 (はり・きゅう併用) の場合 1 日 1 回限り 4,050 円

c (略)

② マッサージ

a (略)

b 温罨法を併施した場合 1 回につき 130 円加算

c 変形徒手矯正術を行った場合 1 肢につき 790 円

③ はり又はきゅうとマッサージの併用の場合 1 日 1 回限り 4,050 円

傷病部位が 2 以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合及び特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ (結合織マッサージ、関節マッサージ、内臓マッサージ (胃、腸、肝、心等)) を行った場合には所定金額の 100 分の 20 に相当する金額を加算する。

(1) 初検料 2,810 円

当該施術所が表示する施術時間以外の時間において初検を行った場合は、所定金額に 650 円を加算する。

ただし、休日において初検を行った場合は、所定金額に 1,870 円を加算する。

(2) (略)

(3) 施術料

① はり・きゅう

a (略)

b 2 術 (はり・きゅう併用) の場合 1 日 1 回限り 4,040 円

c (略)

② マッサージ

a (略)

b 温罨法を併施した場合 1 回につき 100 円加算

c 変形徒手矯正術を行った場合 1 肢につき 780 円

③ はり又はきゅうとマッサージの併用の場合 1 日 1 回限り 4,040 円

傷病部位が 2 以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合及び特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ (結合織マッサージ、関節マッサージ、内臓マッサージ (胃、腸、肝、心等)) を行った場合には所定金額の 100 分の 20 に相当する金額を加算する。